



▲主催者として挨拶する 渡邊議長

福島県町村議会議長会主催の議員研修会が令和2年10月8日、郡山市 郡山ユラックス熱海において、県内町村議会議員約300人出席のもと開催されました。開催にあたり新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため3,000人収容会場を使用し、常時マスク着用するなどソーシャルディスタンスの確保に努め実施され、本村議会議員も出席しました。

目次

第3回定例会	P 2
一般質問 5 議員登壇	P 7
第3回臨時会	P 13
請願と陳情の方法	P 14

次の定例会は、

12月に開催されます

お気軽に傍聴ください。(定員は30名です)

◎ 議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨害しない。

帽子、コートなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴希望の方は、議会事務局へお申し出ください。

ここが聞きたい

議員5名が登場



井出 剛弘 議員

台風19号被害復旧工事について

質 昨年の台風19号は、村内に大きな被害をもたらしました。河川の氾濫により農地への土砂流入も見られ、作付けにも支障をきたしているところも見られます。現在、復旧に向けた工事等がおこなわれておりますが、この復旧工事について本災害と小規模災害も含め、進捗状況と道路、河川等の復旧進捗状況について、お伺いします。あわせて今年度の水稻、蕎麦等の作物面積もお伺いします。

答 台風19号被害復旧工事について、であります。先ほど行政報告をさせていただきますが、改めてご答弁いたします。先ず、農地災害復旧工事で事業費が13万円以上40万円未満の小災害については、被災箇所278箇所中251箇所

の復旧が完了し、復旧率は90.3%となっております。小災害の残工事は、現在復旧工事を進めて、来月末までには完了する見込みであります。また、被災箇所の見落としなどにより農家から復旧依頼があった場合には、現地を調査し随時復旧する予定であります。

農地・農道及び用排水路等の農業施設の災害復旧工事で、事業費が40万円以上の本災につきましては、査定決定箇所111地区の査定設計書を実施設計書に組み替える作業を行っているところであり、組み替え作業が終了した実施設計書については、東北農政局に計画変更申請を行います。承認後発注が可能となります。現在24地区の実設計書が完了し、国へ変更申請中でありますので、承認後に順次発注して参ります。残りの本災につきましても組み替え作業を進め発注していく予定であります。

小災害及び本災ともに来年の作付けに影響が出ないよう工事を進めてまいります。

林道施設災害復旧工事の進捗状況

につきました。9路線20箇所の復旧工事を4月28日全箇所を発注して工事を進めておりますが、全線通行止めとなっております3路線中2路線の復旧工事が完了し、通行止めが解除となっております。林道施設全体の復旧状況は、工事が約70%完了し、12月まで全路線の復旧工事を完了する予定であります。

公共土木施設災害復旧工事につきましては、本災害では道路・河川合わせて77箇所中29箇所を発注して工事を進めており、発注率は37.7%であります。内訳は、道路災害復旧が21箇所中19箇所を発注しており、率にして90.5%、金額では災害査定決定額で1億6千972万8千円に対し、1億5千947万6千円の発注額、更に河川災害復旧は56箇所中10河川を発注しており率にして17.9%、金額にして災害復旧査定決定額10億7千743万1千円に対し、6千823万3千円の発注額となっております。河川災害復旧におきましては、農地に隣接した河川災害復旧箇所が多く、農地を經由しないと工事ができないため、農繁期を避けて工事を発注する必要があります。発注率が低い状況であります。刈取りが終わった箇所から順次発注をするための準備を進めているところ

ろであります。

小規模災害については、令和元年度に99箇所を復旧し、令和2年度においては、104箇所中64箇所の復旧が完了しております。復旧率は、203箇所中163箇所の80.3%となっております。

一日も早い復旧が図られるよう事業を進めてまいります。

また、今年度の水稻と蕎麦の作付面積は、8月25日現在、水稻183万畝、蕎麦45万畝が作付けされており、対前年比で水稻が89.3%、蕎麦が88.2%となっております。

県道富岡〜大越線の改良工事について

質 県道富岡大越線の下原〜柳橋区間の道路が狭く、カーブも多く危険なことから、改良工事について要望を続けて参りましたが、事業が採択され工事にも着手され住民も安堵しておりました。しかし、現在、工事が中断している状況にあります。この工事の今後の見通しについてお伺いします。

答 2点目の、県道富岡・大越線の改良工事の見通しですが、この事業は、福島県が事業主体であるため、発注元の相双建設事務所に確認したところでありま

す。

県道富岡・大越線上川内字柳橋地区から下原地区の幅員の狭小及び線形不良区間を解消し、車両通行の安全確保を図るため、令和元年7月22日から令和2年12月28日までを工期として、県が田中・三瓶特定建設工事共同企業体と令和元年7月22日契約を締結したものであります。事業の概要は、延長が377・5メートル、幅員が8メートル、切土が約2万立方メートル、植生工約4千800平方メートルを行うものであります。

工事を進めていく中で、切土法尻の大半が硬質な岩塊であり、掘削が難航しているとのことであり、今後の予定は、当該工事は現在の暫定形で9月から10月上旬に完了予定であり、その後は対策工法の検討を行うとのことであり、また、この工事の完成予定は未定とのことであり、村としては一日も早く工事が完成されるよう要望していきたいと思っております。



坪井 利之 議員

東京電力に対する損害賠償請求について

質

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故から9年6カ月が経過し、国が示した復興・創生期間も来年3月で終了します。

復興庁の設置期限が10年延長されたとはいえ、東京電力への損害賠償請求の時効については、明確には示されていないと思われ、そこで東京電力に対する川内村の損害賠償請求について次の点を伺います。

1. 現在までの東京電力に対する損害賠償請求額及びそれに対する支払額を伺います。
2. 現在までの損害賠償請求した内容及びその中で支払いを受けた内容を伺います。

答

1点目の、東京電力に対する損害賠償請求については、であります。原子力損害賠償については、不法行為による損害賠償請求権の期間の制限が適用されると解されておき、「損害及び加害者を知った日から3年」となっております。議員立法により「原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」が平成25年12月11日に施行され、消滅時効が「損害及び加害者を知った日から10年」、除斥期間が「損害が生じた時から20年」となったことはご存じのことと思っております。更に昨年10月30日東京電力は「原子力損害賠償再建の消滅時効に関する当社の考え方について」のなかで、消滅時効完成後も柔軟な対応をする旨表明しております。

現在までの東京電力に対する損害賠償請求額及びそれに対する支払額について、であります。請求額は16億3千883万6千506円に対し、支払額は13億5千822万4千946円であり、82・9%の支払比率となっております。

次に、損害賠償請求内容及び支払いを受けた内容であります。一般会計では、歳入減収分774万6千円、被災者対応に係る人件費3千478万2千円、同旅費64万3千円、

役場庁舎復旧費1億2千313万7千円、学校等室内除染7千136万7千円、営農再開除草機整備費等6千572万8千円、行政機能移転費用等3千423万9千円を平成25年5月に、飲料水井戸掘削補助金1億円を平成26年2月に、火葬場使用料助成金127万4千円を平成27年10月に請求し、請求総額は4億3千892万円となっております。支払いにつきましては、たばこ税減収分716万円、人件費のうち特殊勤務手当等191万2千円、営農再開除草機整備費等1千240万5千円、行政機能移転費用等3千423万9千円、飲料水井戸掘削補助金1億円、火葬場使用料助成金124万4千円、総額1億5千834万2千円が平成30年8月までに納入されております。

また、立木賠償につきましては、家経林、部分林及び漫用林の分収造林1千586畝の川内村持分2億4千235万円を平成29年2月に請求を行い、同年3月に賠償金2億4千235万円が納入され、今年7月森林整備センターとの分収造林地1千533・2畝の川内村分収分9億1千992万円の請求を行い同額が納入され、今定例会において補正計上しているところであります。

ここが聞きたい

議員5名が登壇

ここが聞きたい

議員5名が登壇

企業会計としての、農業集落排水事業特別会計分につきましては、3千764万6千円の請求に対し、3千761万2千円が納入されており、ます。

その他の公有林立木賠償につきましては、現在、東京電力と協議中であり今年度賠償請求に向け、資料の整理を行っている状況であります。県行造林、官行造林地の立木補償及び20キロ圏内の公共財物賠償につきましては賠償請求に向け、現況確認や資料の整理を進め関係機関と調整を行い、速やかに損害賠償請求をしていきたいと考えております。

避難勧告について

質 7月8日の局地的な激しい雨によって、川内村で避難勧告が出されました。その際の避難状況及び要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方）に対する村の対応を伺います。

答 2点目の、避難勧告に伴う避難状況と、村の対応についてであります。要配慮者の避難状況としては、「複合施設ゆふね」において福祉避難所として受け入れを開始しましたが当日の気象回復が早かったため避難者はおりませんでした。

要配慮者は、身体的な機能低下に伴い介護保険の要介護認定を受けた方や身体障害者の認定を受けた方、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方、又、支援が必要と村長が認める者で、避難の要請があった場合自ら避難所に避難できない方で、かつ避難支援を行う家族が身近にいない方が要配慮者の要件となります。本村では8月末現在121名を要配慮者として台帳に登録しており、避難が必要な時には福祉施設で避難支援を行っています。

尚、避難所運営につきましては、新型コロナウイルスの感染防止に配慮する必要があります。避難者の受け入れ時に名簿に記入し、検温や健康状態の問診票を記入していただくこと、避難所では密集、密接、密閉の3つの密を回避し、マスクの着用と手洗いによる手指の衛生管理、人と人との距離確保など基本的な感染防

止対策を徹底していくこととしております。今後、台風の発生による避難が懸念されますので、要配慮者の避難が速やかに行われるよう、早めの案内と円滑な避難誘導に努めてまいります。



高野 恒大 議員

通信環境整備について

質 現代社会は高度情報化社会と言われ、特に「情報」の伝達手段である携帯電話の普及率は極めて高く必需品の1つであります。本村において、ほとんどの居住区域において携帯電話の通話が可能となっており、山間部を中心とした条件不利地域においては、いまだに携帯電話が普通話の地域も見受けられます。携帯電話は日常生活に情報収集はもとより緊急避難時の連絡手段として極めて重要な役割を果たすものであります。つきましては、村内全域において利

用が可能となるような対策が必要と考えますが村長のお考えをお伺いします。

答

1点目の、通信環境整備について、であります。議員ご発言のとおり、携帯電話は今や日常生活の中での情報収集をはじめ、緊急時の連絡や情報収集手段として重要な通信手段となっており、本村ではこれまで民間の通信事業者による基地局の整備などにより少しずつ不通信地域が解消されてきたところであります。しかし、現在も居住地域において携帯電話が1社も通じない地域があることから、毎年福島県が行っている通信状況の調査を介して不通信地域の解消を図るため、各携帯電話事業者に整備要請を行ってきたところであります。各事業者とも採算が見込めない地域でのエリア拡大には難色を示している状況ではあります。今後、電波を強くすることを含め基地増設について引き続き要望してまいります。

通信環境は今や生活インフラなどと同じ社会の基礎インフラの一つと言いうことができると思います。今回の新型コロナウイルスの影響で社会・経済事情が大きく変化し、新たな生活様式が求められる中、社会の要請に応えられる生活環境の整備が

必要と考えます。本村のような中山間地域の通信環境は議員ご指摘のとおり首都圏や県内都市部と比べ十分ではないのが現状で、新しい生活様式の中で求められるテレワークや行政手続きのオンライン化を進める前に、まずはデジタルデバイス等の解消に向けた環境の整備（通信インフラの整備）が急務と考えます。そのため、国の補助金による整備の可能性についても検討してまいりたいと考えております。

空き家の利活用対策について

質 本村は、東日本大震災後、少子高齢化に拍車がかかり、若者定住や地域の活性化対策が急務となっております。

村当局におかれましては、帰村者や新規転入者に対して住居確保の一つとして空き家の利活用も施策に掲げております。

しかし、所有者等が家屋を提供するためには建物内外の整備に相当な経済的負担が発生し、その提供を阻害している現状にあります。つきましては、この空き家の提供

が容易になるような対策が必要と考えますが、村長のお考えをお伺いします。

答

2点目の、空き家の利活用対策について、であります。今年度から「空き家バンク」に係る事務を、かわうちラボに委託をして空き家対策を実施しております。空き家バンクへの空き家の登録はこれまで9件の登録があり、4件が成約になったところであります。

今後、地域力を維持していくためには、帰還促進と併せ新たな活力を呼び込むことも必要であり、社会の要請に応える環境を整備するため、今以上に空き家を利活用していくことが必要と考えます。

空き家の利活用に関する補助制度は、福島県の買い手や借り手側が改修する場合の補助制度はありますが、議員ご指摘のとおり貸し手側に対する支援がないのが現状であります。

今後、空き家バンクへの登録を進めるため、空き家の調査や所有者への空き家バンク制度の積極的な周知を図ってまいります。また、貸し手

ここが聞きたい

議員5名が登壇

側へどのような支援ができるか検討する必要があると考えております。



新妻 幸子 議員

高齢者1人暮らし世帯について

質

川内村でも高齢者1人暮らしが増加している現在、このような家庭に対する村としての対応をどのように行っているのか伺います。

全国的には、1人世帯の孤独死等も報道されております。色々な事情はあると思われませんが、何らかの支援があれば防ぐことができるのではないかと考えられます。

今後、村の取り組みとして防止対策として何らかの支援が必要と思われま

答

1点目の、一人暮らしの高齢者に対する支援策や対応について、であります。9月1日現在の65歳以上の高齢者数は住民基本台帳では1,085人で高齢化率は、

42.7%となっております。この内、村外避難者を除き本村で生活している高齢者は527人で、一人暮らし高齢者は148人となっております。

現在の支援策では、一人暮らしでの安否確認や急病、火災等異常事態の連絡として緊急通報システムを希望によって設置しているほか、75歳以上の一人暮らし高齢者等へ、希望により配食サービスを行い高齢者の安否を確認しております。又、買い物や病院への送迎サービスも希望によって実施しております。

高齢者からの相談では、社会福祉協議会の生活支援相談員や包括支援センター職員が訪問し、安否確認や健康管理、心配事等の相談を受けております。

この相談を、福祉担当や医療担当、社会福祉協議会連携による個別のケース会議を行い、高齢者からの相談に耳を傾け支援の方策を行うこととしております。又、心の悩み等を抱えるケースもあるため、専門の支援機関との連携により、援助を行っており、今後も相談しやすい環境に心がけ尚一層保健医療福祉を向上させていきたいと考えております。

ここが聞きたい

議員5名が登場

川内村における森林対策について

質 川内村では森林王国として大事な森林資源を有しております。ナラの木にナラ枯れの被害が見受けられます。

村では椎茸、舞茸の原木として大変貴重な木でもあります。村としての対策はどの様に行っているのか伺います。

答 2点目の、ナラ枯れ対策について でありませんが、ナラ枯れは、「ブナ科樹木萎凋病」と言われ、ナラ類やシイ・カシ類などの幹にカシノナガキクイムシ（カシナガ）が穿入し、ナラ菌を樹体に感染させ、菌が増殖することで、樹木の水の吸い上げ機能を阻害して枯死させるものであります。梅雨明け後の7月下旬から10月頃まで発生し、カシナガが穿入した樹木は1週間から2週間程度で葉の色が急速に褐色に変わり枯死木となります。枯死木の根元には細かい木屑が散乱し、根元から3層程度の高さに爪楊枝が入る太さの穴が多数みられ、枯死木を伐採する

と辺材部は茶色に変色しております。

次世代のカシナガ成虫は、翌年の初夏に枯死木から飛び出し生立木を加害することで、被害が拡大していきます。

県内、双葉郡内においても年々被害が拡大している状況であり、本村においても、今年数本が褐色になったナラの木が確認されているため、現在調査を行っております。

ナラ枯れが確認されましたら、伐倒後、燻蒸処理を行い、被害の拡大防止に努めてまいります。



佐久間武雄 議員

森林再生事業並びに里山除染について

質 村の森林整備については、本格的に平成29年度より、毎年

約3億円の予算を確保し荒廃した森林整備のため間伐を中心に進めてきたところですが、これまでの間伐等で整備された面積はどのくらいか。又、この事業においては森林内の線量の低減をはかる事が目的でもあり各整備箇所の線量についても報告が必要ではないでしょうか。次に里山除染についてですが、モデル地区を選定し3年間において実施しておりますが、その結果を踏まえて里山除染の計画について見直しはあるのかお伺いします。

答 1点目の、森林再生事業について、であります。この事業は平成26年度から「ふくしま森林再生事業」として進めており、ご質問の整備面積等につきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間で間伐を175万、作業道2万5千600を実施しております。今年度事業分としては、繰越事業で間伐97万、作業道7千500を整備する計画であり、今年度末までには間伐272万、作業道3万3千100が整備される予定であります。また、事業実施に伴う空間線量率は、約3割程度低減していることを確認しております。

ご質問の各整備箇所の空間線量率の報告については、公表基準等を国

や福島県と協議し検討していきたいと考えております。

2点目の、里山モデル地区除染について、であります。里山再生モデル事業は、かわうち保育園北側の山林を選定し、平成29年8月から「ふくしま森林再生事業」の一部として徐・間伐2・15万、作業道90及び放射性物質対策に伴う流出防止柵90万を実施し、平成30年3月で完了いたしました。

その後、国において、線量調査等を行ってきましたが、今年の1月に「里山再生モデル事業中間とりまとめ」を行っております。この中間とりまとめにより、令和2年度から「里山再生事業」として事業を開始することとしており、事業期間は概ね3年間とするものであります。事業の対象要件では、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上の空間線量がある里山が対象であることから、既に空間線量が低いレベルになった本村での事業実施は現段階では難しいと判断しており、本村としましては、除染効果も確認されている「ふくしま森林再生事業」を継続していきたいと考えております。

